

第1 研究の実施概要

1 研究の目的

本研究は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（以下「重大事犯」という。）を犯した少年（以下「重大事犯少年」という。）について、調査結果を基に、事案の実態と処遇の実情等を明らかにすることを目的とする。

重大事犯少年に関する研究としては、警察庁による「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」¹、家庭裁判所調査官研修所による「重大少年事件の実証的研究」²、財団法人矯正協会附属中央研究所による「被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究」³等があるが、いずれも少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号。以下「改正少年法」という。）が平成13年4月1日に施行される前の重大事犯少年について、事例研究方式又は統計的分析方式でまとめたものである。また、法務総合研究所においては、従来から非行少年に関する調査研究を多数行っており、重大事犯に関連するものとしては、土屋らによる「嬰兒殺に関する研究」⁴及び山口らによる「少年による殺人事犯に関する研究」⁵等がある。

改正少年法施行後の重大事犯少年の実態に関しては、いわゆる原則逆送事件の罪名別家庭裁判所終局処理人員等が最高裁判所から公表されているが、事案の実態及び処遇の実情等を総合的に調査分析した研究は、これまでのところほとんど見当たらない。

そこで、本研究では、改正少年法施行後の重大事犯少年について、以下の点について調査分析することを目的とする。

① 重大事犯少年の実態

重大事犯の事案の内容、重大事犯少年の家庭状況や問題行動歴等の特徴を調査することによって、重大事犯に至った背景・要因等について分析する。

② 重大事犯少年の裁判

重大事犯少年が少年審判や刑事裁判において、どのような裁判を受けたかを調査し、裁判結果と関連する諸要因の分析を行う。

③ 重大事犯少年の意識

少年院又は刑務所に収容中の重大事犯少年自身が、どのように事件や裁判結果等について認識しているかを調査分析する。

④ 重大事犯少年に対する処遇

保護処分又は刑事処分を受けた少年が、実際にどのような処遇を受け、その過程でどのような問題が生じているか等について、社会復帰後の予後も含めて調査分析する。

1 警察庁生活安全局少年課・科学警察研究所防犯少年部（2000）「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」

2 家庭裁判所調査官研修所（2001）「重大少年事件の実証的研究」，司法協会

3 末永清ら（2002）「被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究」中央研究所紀要，第12号，矯正協会附属中央研究所

4 土屋真一ら（1974）「嬰兒殺に関する研究」法務総合研究所研究部紀要17

5 山口悦照ら（1991）「少年による殺人事犯に関する研究」法務総合研究所研究部紀要34

2 調査実施方法

本研究は、以下の四つの方法を用いて調査を実施した。

- ① 少年鑑別所及び検察庁の資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査
- ② 少年院及び少年刑務所に収容された調査対象者に対する意識調査
- ③ 法務省矯正局の資料を基にした処遇の状況に関する調査
- ④ 保護観察所の資料を基にした保護観察の状況等に関する調査

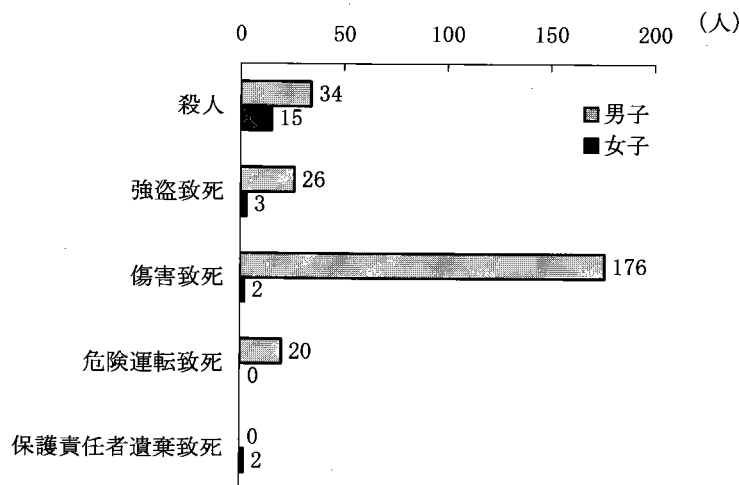
3 調査対象者

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により、少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した男子256人、女子22人の合計278人である。ただし、重大事犯少年の意識及び重大事犯少年の処遇に関しては、調査対象者のうち、調査可能であった者のみについて分析・検討している。

4 調査対象者の属性

調査対象者の男女・非行名（家庭裁判所送致時のもの。以下、本章において同じ。）別人員は、図1-4-1のとおりである。非行名で見ると、男子では傷害致死が176人と最も多く、女子では殺人が15人と最も多かった。

図1-4-1 男女・非行名別人員



調査対象者の男女・犯行時年齢別人員は、図1-4-2のとおりである。男子では16歳以上の人員が各年齢ともほぼ同じ程度に多く、女子でも16歳以上の人員が多かった。

外国人は、9人(全体の3.2%)であり、その内訳は、韓国・朝鮮4人、中国3人、ブラジル2人であった。中国の3人とブラジルの2人は、来日外国人であった。

調査対象者の男女・学歴別人員は、図1-4-3のとおりである。高校中退が97人(34.9%)で最も多く、次いで、中学卒業64人(23.0%)、高校在学61人(21.9%)の順であった。

図1-4-2 男女・犯行時年齢別人員

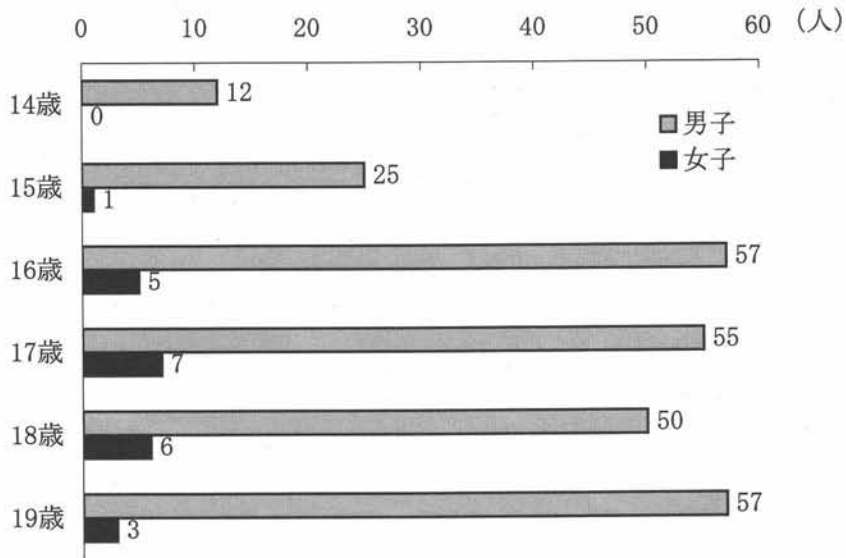
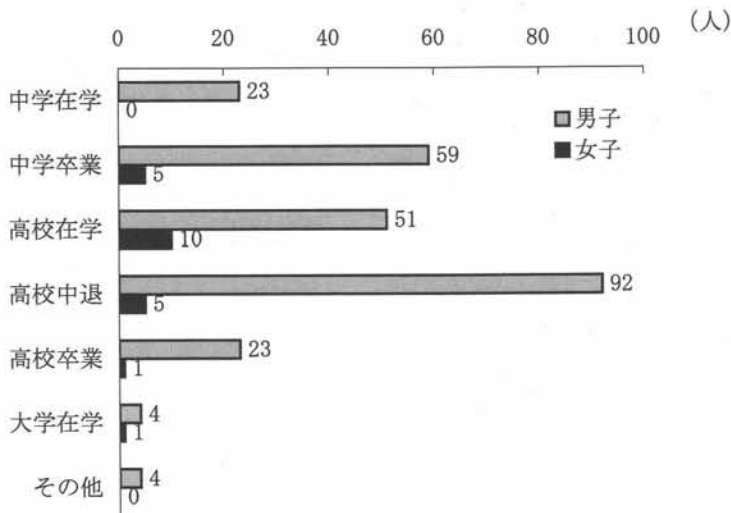


図1-4-3 男女・学歴別人員



注 「その他」は、中学中退1人（ブラジル人）、大学中退1人及び高専卒業2人である。

第2 重大事犯少年の実態

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の実態に関しては、少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査結果を基に分析を行った。分析対象者は、調査対象者278人全員である。

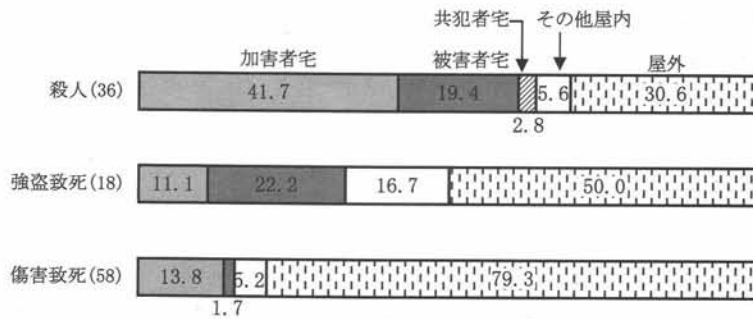
2 非行名による分析

事件数は、合計134件で、その内訳は、傷害致死が58件(43.3%)と最も多く、次いで、殺人36件(26.9%)、危険運転致死20件(14.9%)、強盗致死18件(13.4%)、保護責任者遺棄致死2件(1.5%)の順であった。

各事件の非行名別の犯行場所別構成比は、図2-2-1のとおりである。

殺人は、加害者宅が41.7%と最も多いが、嬰兒殺の女子を含むためである。傷害致死は、79.3%が屋外であり、強盗致死も、半数が屋外で行われていた。なお、保護責任者遺棄致死は、2件とも加害者宅で行われていた。

図2-2-1 非行名別の犯行場所別構成比



- 注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 加害者と被害者が同居の場合は、加害者宅に計上した。
 3 ()内は、実事件数である。

各事件の非行名別の使用凶器別構成比は、図2-2-2のとおりである。

殺人は、刃物類が33.3%と最も多い。傷害致死は、凶器なしが67.2%と最も多く、次いで、棒・バット等が25.9%であった。強盗致死は、凶器なしと刃物類がそれぞれ27.8%であった。

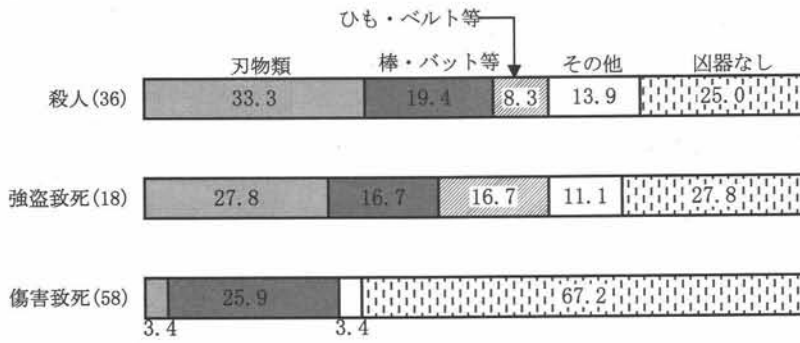
各事件の非行名別の共犯数別構成比は、図2-2-3のとおりである。

強盗致死及び傷害致死は、共犯で行われる比率が高く、特に傷害致死では、4人以上の共犯による事件が46.6%あった。他方、危険運転致死及び保護責任者遺棄致死は、すべて単独犯であった。

危険運転致死及び保護責任者遺棄致死以外の各事件の非行名別の共犯種類別構成比は、図2-2-4のとおりである。

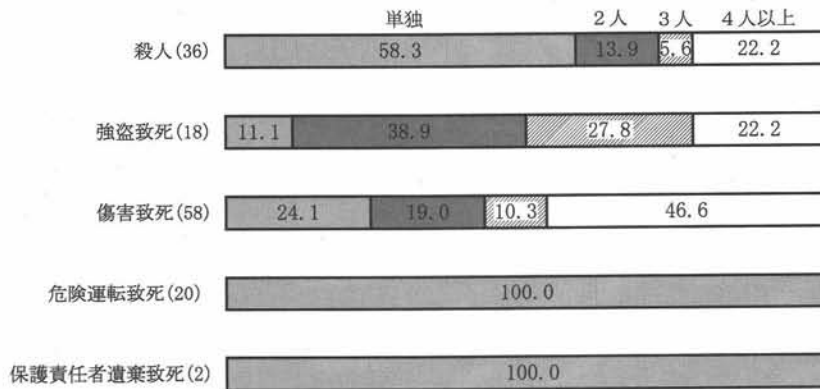
殺人では、単独犯の事件の比率が58.3%と最も高く、強盗致死では、遊び仲間が共犯の事件の比率が38.9%と最も高かった。傷害致死では、暴走族による共犯の事件の比率が27.6%と最も高かった。

図 2-2-2 非行名別の使用凶器別構成比



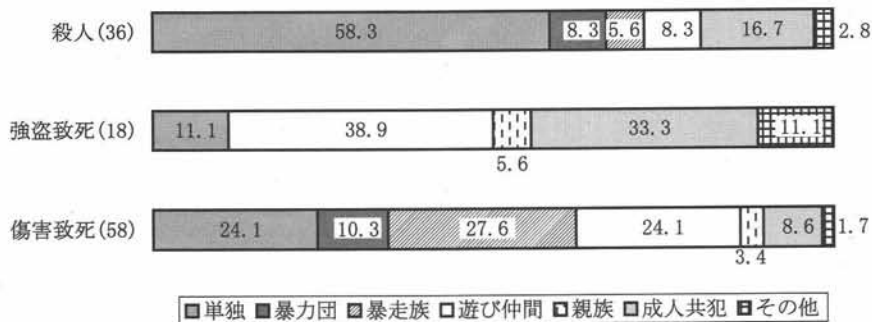
注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 () 内は、実事件数である。

図 2-2-3 非行名別の共犯数別構成比



注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 () 内は、実事件数である。

図 2-2-4 非行名別の共犯種類別構成比

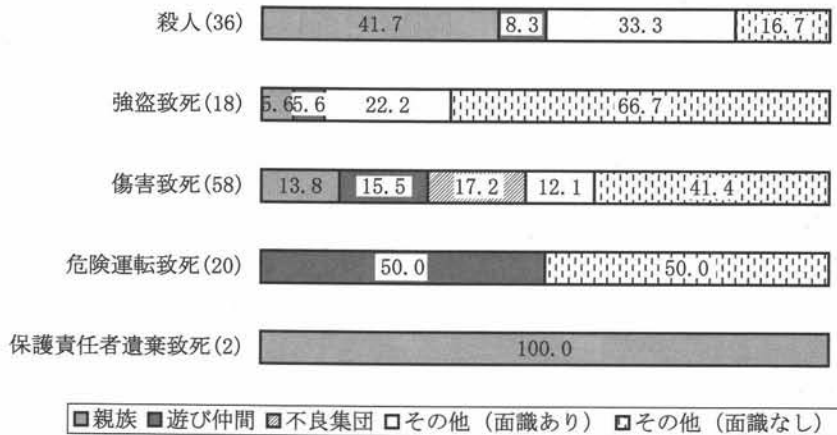


注 1 事件ごとに主要な共犯種類を計上した。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 4 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族」以外の成人の共犯をいう。
 5 () 内は、実事件数である。

各事件の非行名別の被害者種類別構成比は、図2-2-5のとおりである。

殺人は、親族が被害者の事件の比率が41.7%と最も高く、強盗致死は、面識のない被害者の事件の比率が66.7%と最も高かった。傷害致死は、面識のない被害者の事件の比率が41.4%と最も高く、次いで、不良集団仲間(17.2%)、遊び仲間(15.5%)の順であった。危険運転致死は、面識のない被害者を事故死させた事件と同乗等していた遊び仲間を事故死させた事件がそれぞれ半数ずつであった。保護責任者遺棄致死の被害者は、いずれも親族(実子)であった。なお、各事件の死亡者数が1人の事件が127件(94.8%)とほとんどであるが、危険運転致死では、死亡者数が3人以上の事件が2件あった。

図2-2-5 非行名別の被害者種類別構成比



注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
2 ()内は、実事件数である。

3 非行類型による分析

これまで、重大事犯の非行名を中心とした分析を行ってきたが、以下、重大事犯の実態により深く迫るため、非行類型を用いた分析を行うことによって、類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討する。

非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件(交際相手の実子を死亡させた事件を含む。)を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

各非行類型の具体例は、次のとおりである。

集団型の具体例(男子)一暴走族集団のリンチによる傷害致死事件

暴走族の悪口を言ったという理由で被害者を深夜に呼び出し、集団で暴行を加えた末に死亡させた事件。

被害者が悪口を言っていないと頑強に否定したことから、嘘をついているに違いないと思込み、制裁として集団で暴力を加え始めた。終始、無抵抗の被害者に多人数で殴る、けるなどの暴行を長時間にわたって加え続けたものである。

単独型の具体例(男子)一将来を悲観した少年による強盗殺人事件

被害者を鉄パイプで減多打ちにして殺害し、現金を強取した事件。

就職に失敗し、親にしつ責されたことから家出した少年が、寝場所の提供を受けるなどして世話になっていた被害者を殺害して所持金を奪うことを決意し、被害者の背後から鉄パイプを振り下ろし、頭部を減多打ちにして殺害した上、現金等を強取したものである。

家族型の具体例（男子）—父親への恨みを爆発させた傷害致死事件

泥酔していた父親に暴行を加え、殺害した事件。

酒に酔って、家族に殴る、けるの暴力を振るうことから、母親が家を出ていき、それ以来、少年は、兄弟の食事の用意など母親代わりに家事をしていたが、仕事もせず、毎日、酒を飲んでいる父親を見て恨みを募らせていた。本件時も、父親が仕事に行かず、泥酔して眠ってしまったことから、このような状況に追い込んだ父親への恨みをいっきに暴力によって爆発させたものである。

交通型の具体例—同乗者を事故死させた危険運転致死事件

無免許で乗用車を運転し、スピードの出し過ぎでカーブを曲がり切れず、道路から飛び出し、同乗者を死亡させた事件。

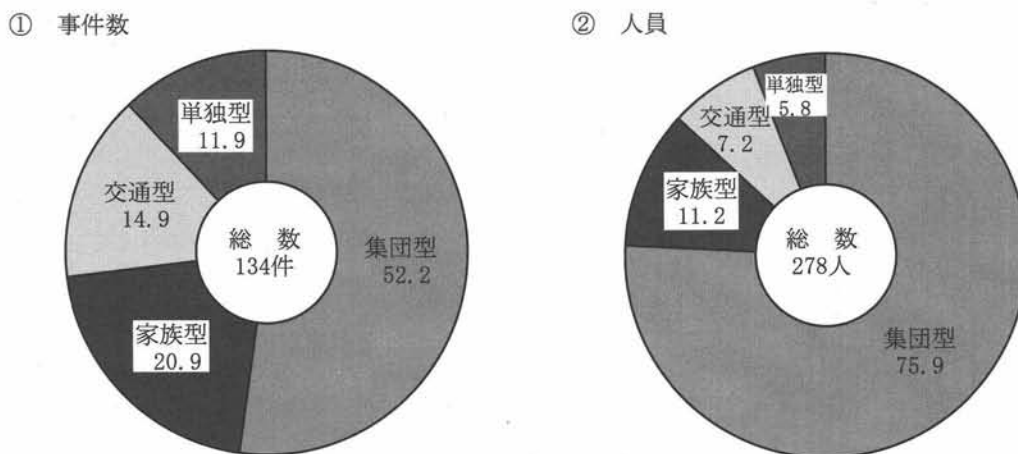
職場仲間らと酒を飲み、その後、誘われるままに少年の運転でドライブに出かけ、同乗の仲間らとの話が盛り上がり、調子に乗ってスピードを上げていたところ、高速度でカーブに差し掛かり、事故を引き起こした。

(1) 各非行類型の相互比較による分析

非行類型別構成比は、図2-3-1のとおりである。

事件数で見ると、集団型の比率が52.2%と最も高く、次いで、家族型（20.9%）、交通型（14.9%）、単独型（11.9%）の順であった。人員で見ると、集団型が4分の3以上を占める。犯行時の平均年齢を見ると、家族型が16.8歳と最も低く、次いで、集団型が17.0歳、単独型が17.1歳であり、交通型が18.4歳と最も高かった。男女別で見ると、交通型はすべて男子であり、集団型は95.7%、単独型は93.8%が男子であった。他方、家族型は、女子が38.7%と他の非行類型と比較して高くなっているが、これは嬰兒殺の女子を含むためである。

図2-3-1 非行類型別構成比



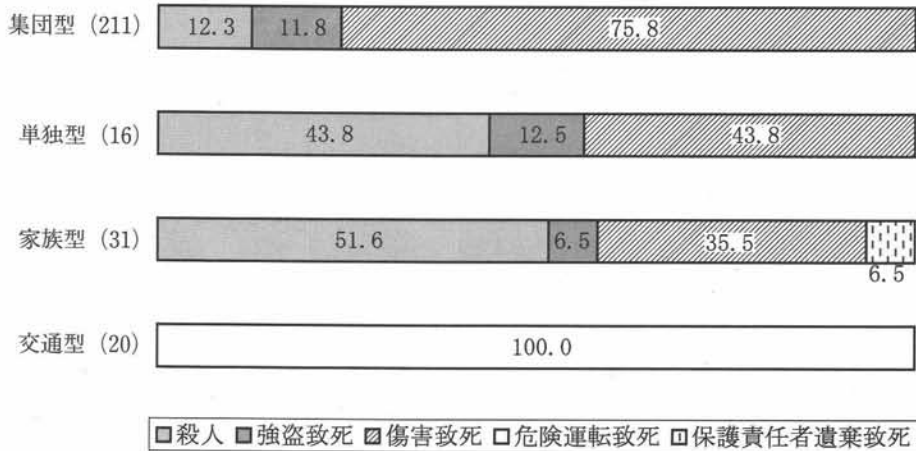
非行類型別の非行名別構成比は、図2-3-2のとおりである。

集団型は、傷害致死の比率が75.8%と最も高く、単独型は、殺人と傷害致死がそれぞれ43.8%と同数である。家族型は、殺人の比率が51.6%と最も高く、交通型は、すべて危険運転致死であった。

非行類型別保護処分歴は、図2-3-3のとおりである。

平成15年の少年鑑別所新入所者全体と比較すると、重大事犯少年では、少年院送致歴及び保護観察歴のある者の比率が低かった。特に、家族型は、少年院送致歴及び保護観察歴のある者がおらず、交通型も、少年院送致歴のある者はいなかった。

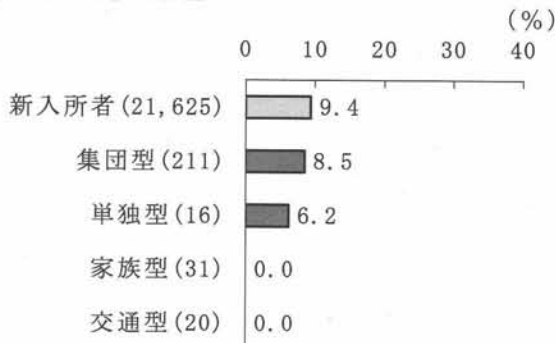
図 2-3-2 非行類型別の非行名別構成比



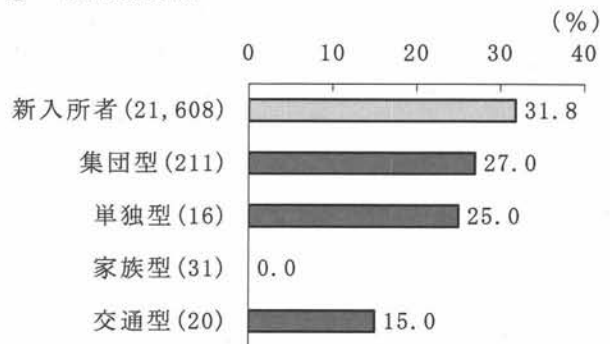
注 () 内は、実人数である。

図 2-3-3 非行類型別保護処分歴

① 少年院送致歴



② 保護観察歴



③ 児童自立支援施設等送致歴



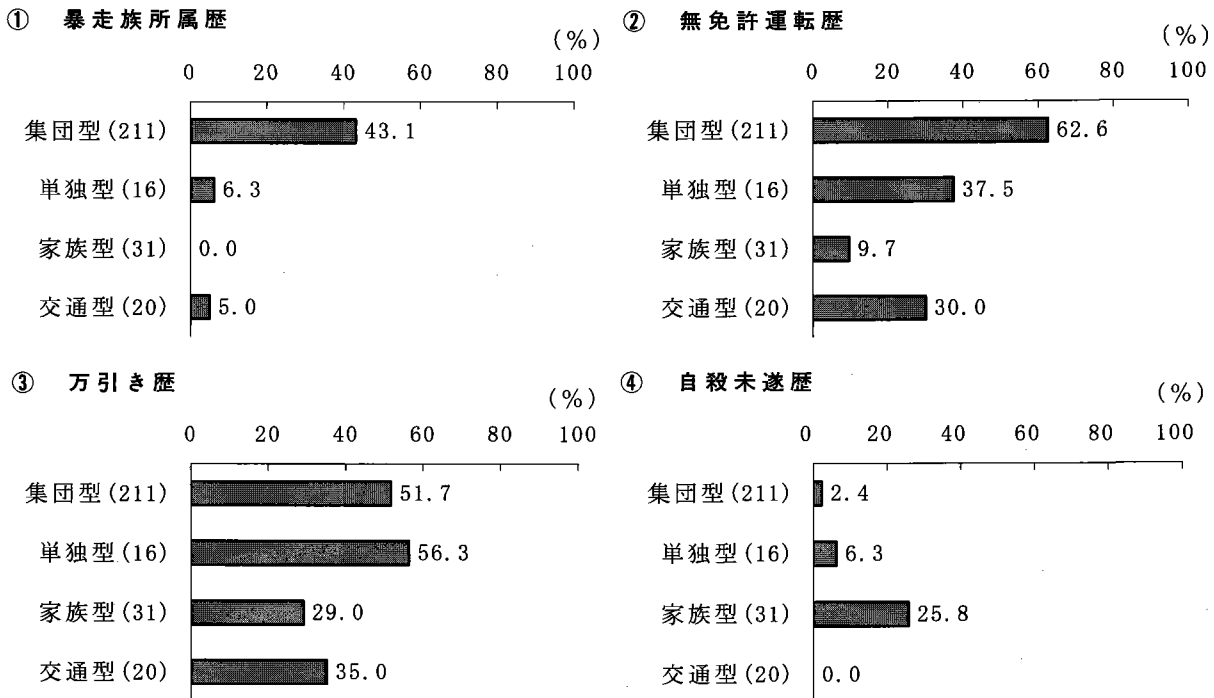
- 注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
 2 「新入所者」の () 内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
 3 「児童自立支援施設等送致歴」は、児童養護施設送致歴を含む。
 4 項目に該当する者の比率である。
 5 () 内は、実人数である。

非行類型別問題行動歴（非行関連）は、図2-3-4のとおりである。

集団型は、他の非行類型と比較して、暴走族所属歴及び無免許運転歴のある者の比率が比較的高かった。他方、家族型は、自殺未遂歴のある者の比率が25.8%と他の非行類型と比較して若干高かった。

非行類型別の非行初発年齢（警察の補導以上の処分を受けた年齢）の平均は、集団型が15.3歳、単独型が15.6歳、家族型が16.0歳、交通型が16.5歳であった。集団型の少年が早い時期から非行に走っているのに対し、交通型の少年は、非行開始年齢が遅いことがうかがわれる。

図2-3-4 非行類型別問題行動歴（非行関連）



注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 3 ()内は、実人数である。

非行類型別の保護者別構成比は、図2-3-5のとおりである。

交通型は、保護者が実父母である者の比率が80.0%で、平成15年の少年鑑別所新入所者全体の比率(52.9%)よりもかなり高かった。他方、家族型は、保護者が実父母である者の比率が48.4%で、他の非行類型と比較して若干低かった。

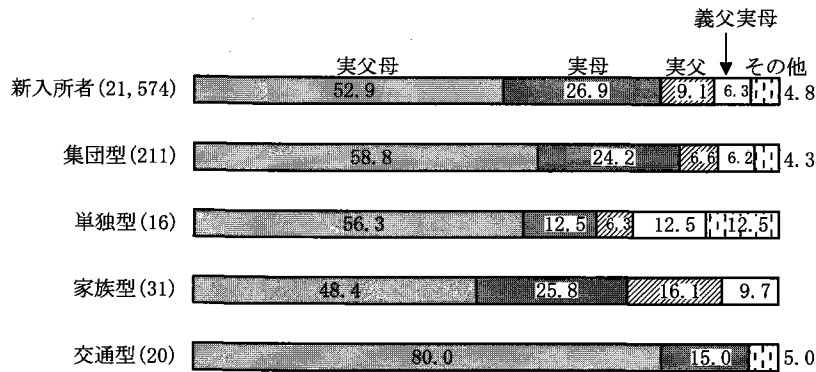
非行類型別家庭内問題は、図2-3-6のとおりである。

家族型は、家族葛藤を抱える者の比率が61.3%と半数を超えており、家庭内に酒乱者がいたり、虐待被害を受けたことがある者の比率も他の非行類型と比較して高かった。他方、交通型は、家庭内の問題はほとんど目立たなかった。

非行類型別家庭内問題行動歴は、図2-3-7のとおりである。

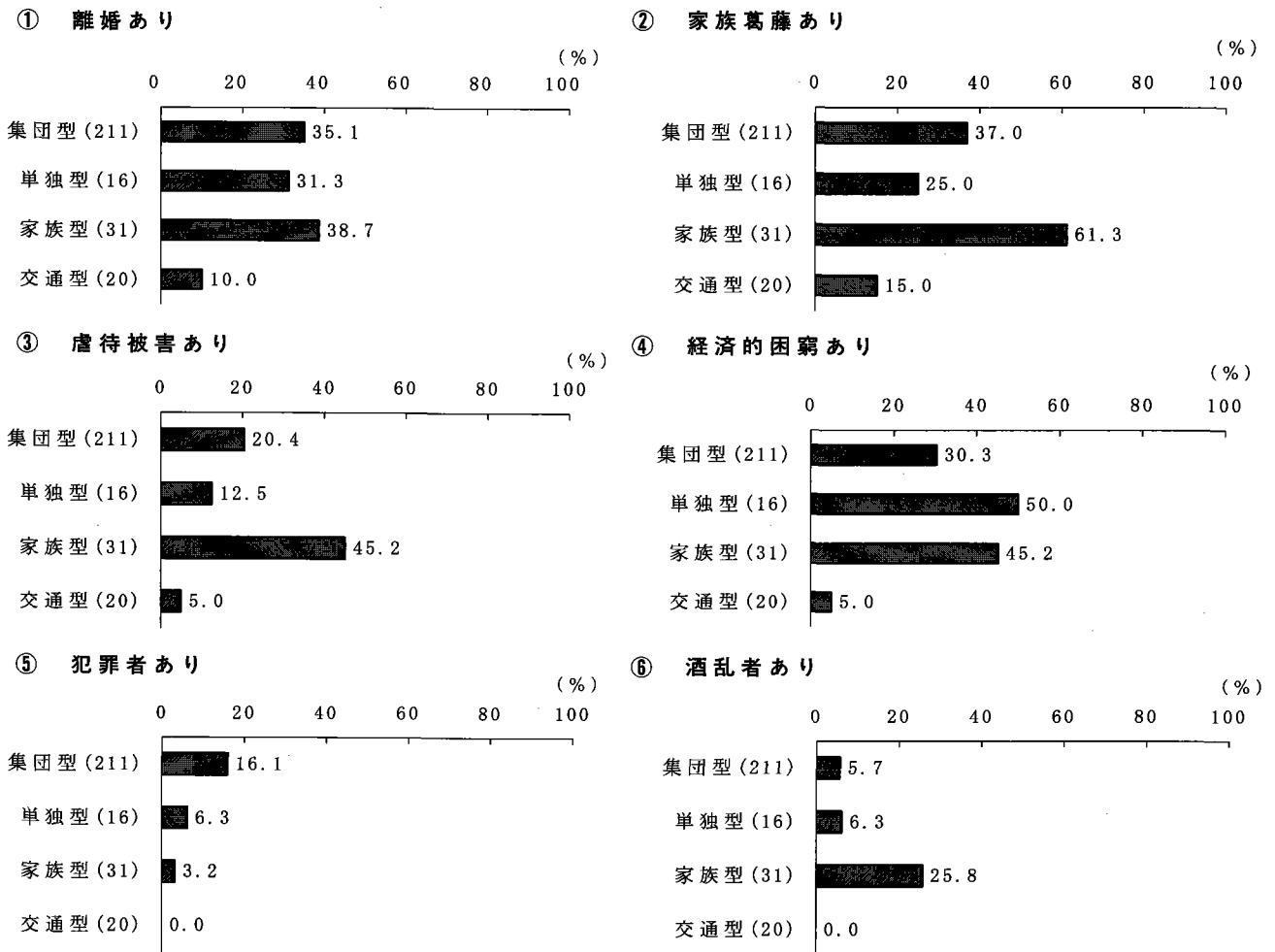
家出歴のある者の比率は、集団型及び単独型が他の非行類型と比較して高く、この非行類型の者には、保護領域から離脱していこうとする傾向の強さがうかがわれる。他方、家族型は、家庭内暴力歴のある者の比率が他の非行類型と比較して高いにもかかわらず、家出歴のある者の比率は低かった。先に示した家庭内問題の有無に関する調査結果(図2-3-6参照)をも勘案すると、家族型は、家庭内に多くの問題が存在しながら、そこから離脱することができず、不満を内にため込みやすいことがうかがわれる。

図 2 - 3 - 5 非行類型別の保護者別構成比



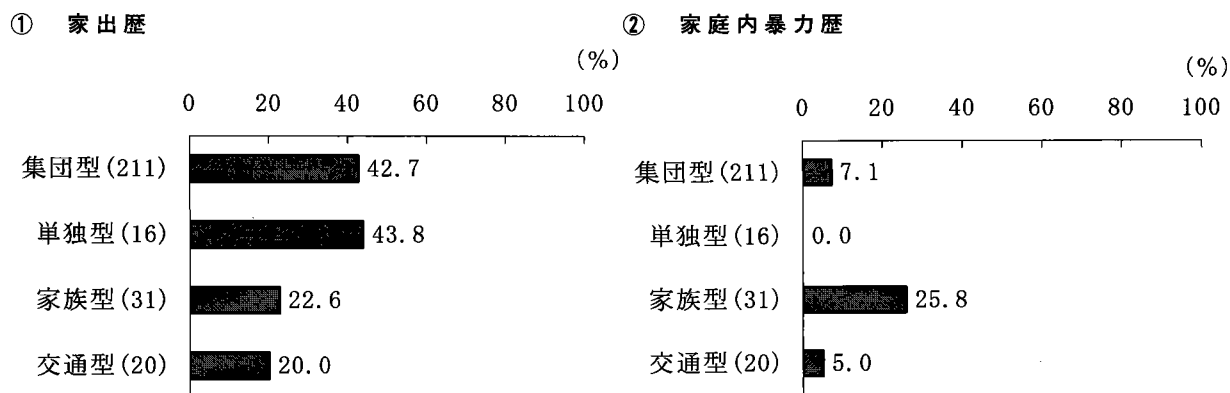
注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
 2 「新入所者」の()内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者(少年鑑別所送致の決定(勾留に代わる観護措置を含む。)により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者)のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
 3 ()内は、実人数である。

図 2 - 3 - 6 非行類型別家庭内問題



1 項目に該当する者の比率である。
 2 「虐待被害あり」は、重度の身体的暴力を繰り返し受けた者を計上した。
 3 ()内は、実人数である。

図 2-3-7 非行類型別家庭内問題行動歴

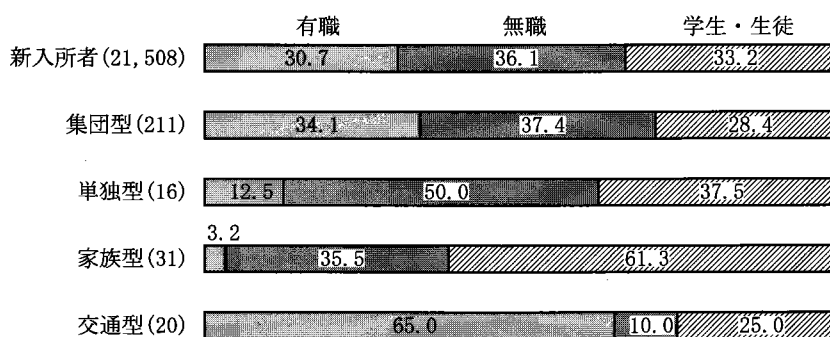


注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 () 内は、実人数である。

非行類型別の就学・就労別構成比は、図 2-3-8 のとおりである。

交通型は、有職者の比率が65.0%と高く、単独型は、無職者の比率が50.0%であった。家族型は、有職者がほとんどおらず、学生・生徒の比率が61.3%と高かった。集団型は、平成15年の少年鑑別所新入所者に近い構成比であった。

図 2-3-8 非行類型別の就学・就労別構成比

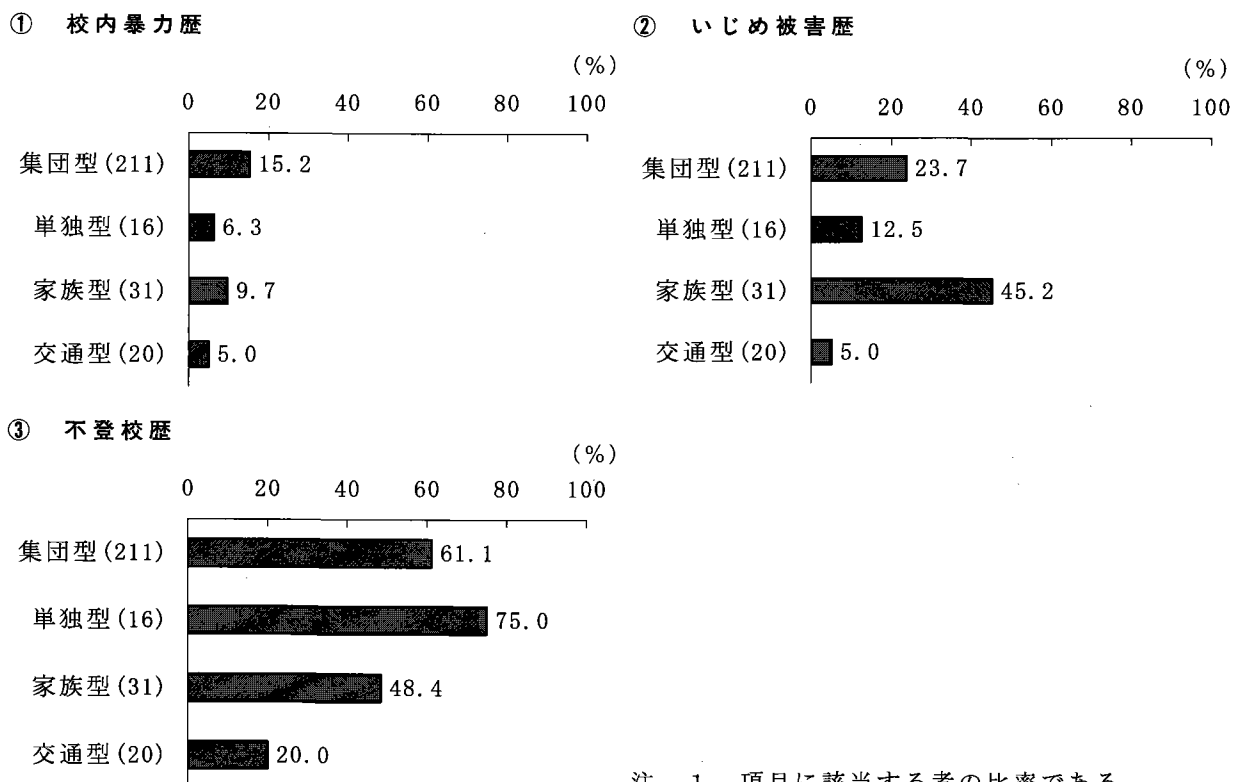


注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
 2 「新入所者」の () 内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
 3 () 内は、実人数である。

非行類型別問題行動歴等（学校関連）は、図 2-3-9 のとおりである。

校内暴力歴は、非行類型の中で最も比率が高い集団型でも15.2%であった。いじめ被害歴は、家族型が45.2%と最も高く、次いで、集団型（23.7%）、単独型（12.5%）の順であった。不登校歴は、単独型が75.0%と最も高く、次いで、集団型（61.1%）、家族型（48.4%）の順であった。交通型は、学校関連の問題行動歴等の比率がいずれも低かった。

図 2-3-9 非行類型別問題行動歴等（学校関連）

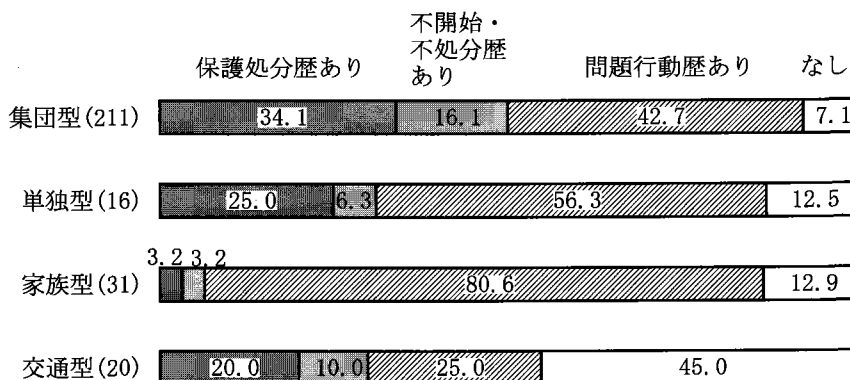


注 1 項目に該当する者の比率である。
2 ()内は、実人数である。

非行類型別処分歴等構成比は、図 2-3-10のとおりである。

ここでは、非行類型別に①いずれかの保護処分歴のある者、②保護処分歴はないが、審判不開始歴又は不処分歴のある者、③保護処分歴及び審判不開始・不処分歴はないが、暴走族所属、無免許、自傷行為、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺未遂及び万引きのうち、いずれかの問題行動歴がある者、④いずれもない者の構成比を示している。重大事犯少年は、図 2-3-3 で見たように、少年鑑別所新入所者全体と比較して保護処分歴を有する者がやや少なく、一見、「いきなり」重大事犯を起こす者が多いと受け取られがちであるが、全く問題のなかった者が多いわけではない。重大事犯を起こす前に審判不開始・不処分を受けていたり、暴走族所属等の問題行動が見られたりする者が多い。特に、集団型は、前歴、問題行動歴等が見られない者は、10%にも満たず、不良交友関係を通じて不良文化の学習が進んでいた者が多く含まれていることがうかがわれる。家族型は、保護処分歴のある者の比率は3.2%と低いが、家庭内暴力等、家庭内での問題行動や家庭内葛藤を抱えている者の比率が高い。交通型のみが、他の非行類型と比較すると、前歴、問題行動等が見られない者の比率が45.0%と高く、重大事犯以前に大きな生活の崩れが見られなかった者が比較的多いことがうかがわれる。

図 2-3-10 非行類型処分歴等構成比



- 注 1 「不開始・不処分歴あり」は、保護処分歴がなく、審判不開始歴又は不処分歴のある者を計上した。
 2 「問題行動歴あり」は、保護処分歴及び審判不開始・不処分歴がなく、暴走族所属、無免許、自傷、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺企図及び万引きのいずれかの問題行動歴のある者を計上した。
 3 () 内は、実人数である。

非行類型別の知能指数は、表 2-3-11のとおりである。

ほとんどの非行類型で90~99の知能指数の比率が最も高かった。ただし、交通型のみが100~109の比率が最も高かった。

表 2-3-11 非行類型別知能指数

区 分	集 団 型	単 独 型	家 族 型	交 通 型
総 数	207 (100.0)	15 (100.0)	31 (100.0)	20 (100.0)
120 以上	3 (1.4)	—	1 (3.2)	2 (10.0)
110 ~ 119	13 (6.3)	1 (6.7)	3 (9.7)	2 (10.0)
100 ~ 109	38 (18.4)	3 (20.0)	4 (12.9)	6 (30.0)
90 ~ 99	71 (34.3)	6 (40.0)	9 (29.0)	3 (15.0)
80 ~ 89	38 (18.4)	3 (20.0)	6 (19.4)	2 (10.0)
70 ~ 79	32 (15.5)	1 (6.7)	4 (12.9)	4 (20.0)
60 ~ 69	5 (2.4)	—	1 (3.2)	1 (5.0)
59 以下	7 (3.4)	1 (6.7)	3 (9.7)	—

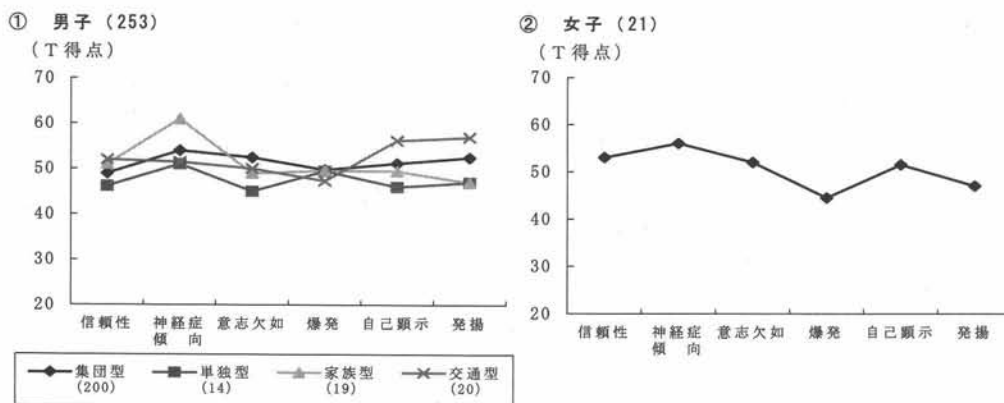
注 不詳の5名を除く。

非行類型別の性格特徴は、図 2-3-12のとおりである。

ここでは、法務省式人格目録 (MJPI) の新追加尺度の粗点を用いて性格特徴を見た。これを男子について非行類型別に見ると、家族型は、神経症傾向が高いことが特徴的である。集団型は、意思欠如が他の非行類型と比較してやや高く、付和雷同的な性格傾向の者が多く含まれていることがうかがわれる。交通型は、自己顕示及び発揚の高さが特徴であり、気分の高揚や周囲の目を意識した派手な運転態度が重大事犯につながった可能性がある。なお、単独型は、顕著な特徴が認められず、様々な性格特徴の者が含まれていることがうかがわれる。

女子については、人数が少なく、不明の一人を除く21人の平均プロフィールを見たところ、特に目立った特徴は認められなかった。

図 2 - 3 - 12 非行類型別性格特徴



注 1 各尺度の値は、法務省式人格目録の粗点の平均値をT得点化したものである。
 2 不明の者を除く。

(2) 各非行類型ごとの特徴

ア 集団型

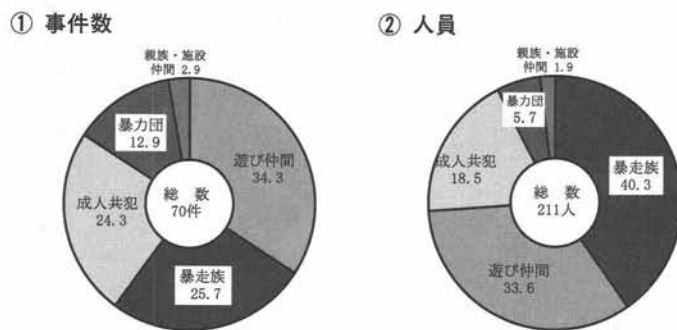
重大事犯の中で最も多くを占める非行類型が集団型である。集団型の非行名は、傷害致死が多く、保護処分歴のある者及び不良集団に所属している者の比率が高い。学校に通学していても勉学への意欲が低く、地域の不良仲間と交友したり、仕事への意欲が低いまま徒遊生活を送る中で不良集団に所属したりし、結局、不良交友関係の延長として集団の雰囲気になり、暴力によって自分の強さを殊更に誇示したり、憂さ晴らしをしようとした結果、重大事犯に至っている者が多く含まれる。少年たちは、学校にも職場にも地域社会にも所属意識がなく、同じような不良仲間あるいは年長の不良者との結び付きを強め、共に行動することで不適応感や弱小感を解消しようとしたことがうかがわれる。

集団型の共犯種類別構成比は、図 2 - 3 - 13のとおりである。

事件数で見ると、遊び仲間の比率が34.3%と最も高く、次いで、暴走族が25.7%、成人共犯(暴走族、暴力団、遊び仲間及び親族以外の成人共犯をいう。以下同じ。)が24.3%であった。一事件当たりの平均共犯数は、暴走族が4.7人と最も多く、次いで、遊び仲間が3.0人、成人共犯が2.3人であった。

人員で見ると、一事件当たりの共犯数が比較的多い暴走族の比率が40.3%と最も高く、次いで、遊び仲間(33.6%)、成人共犯(18.5%)の順であった。なお、集団型は、ほとんどが男子であるが、211人中9人が女子であった。集団型の女子の共犯種類は、成人共犯7人、親族1人、遊び仲間1人であり、恋人関係等にある年長の異性に追従する形で事件を起こす事例が多い。

図 2 - 3 - 13 集団型の共犯種類別構成比



注 1 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 2 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族・施設仲間」以外の成人の共犯をいう。

集団型の共犯種類別の非行名別構成比は、図2-3-14のとおりである。

暴走族は、傷害致死が88.9%と最も多く、殺人が11.1%であった。遊び仲間は、傷害致死が58.3%と最も多く、次いで、強盗致死が29.2%であった。成人共犯は、殺人と強盗致死がそれぞれ35.3%であった。暴力団は、傷害致死が66.7%と最も多く、殺人が33.3%であった。親族・施設仲間は、2件ともに強盗致死であった。

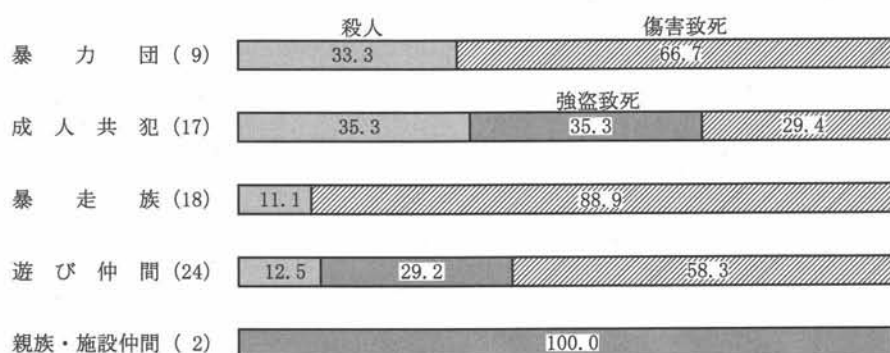
集団型の事件内容を共犯種類別に具体的に見ると、暴走族による事件では、集団による制裁が最も多く、その主なものは、暴走族からの離脱を表明したメンバーに対する集団リンチであった。遊び仲間による事件でも、嘘をついた、悪口を言ったなどを理由にして仲間内で弱い立場にある者に対して集団によるリンチを加えた事例が見られた。他方、暴力団がらみの事件では、日ごろからの威嚇的な言動及び飲酒による高揚した気分を背景に、飲食店及び路上でのささいなトラブルからけんかに発展し、被害者を死亡させた事例等が見られた。

当初は被害者を多少痛い目に遭わせる程度の認識であったものが、集団的雰囲気によって暴力がエスカレートした結果、重大事犯へと至った事例も見られた。特に、主導者が明確でない集団リンチにおいて、事件がエスカレートしやすいことがうかがわれる。

イ 単独型

他の非行類型と比較して、単独型に含まれる少年は、16人と最も少なかった。ほとんどが男子で、女子は1人のみであった。

図2-3-14 集団型の共犯種類・非行名別構成比



注 () 内は、実事件数である。

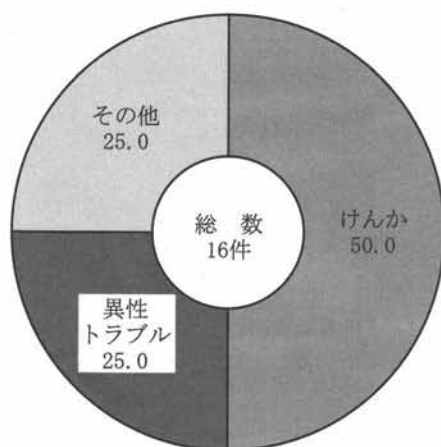
単独型の事件内容別構成比は、図2-3-15のとおりである。

単独型の事件内容を見ると、けんかが8人(50.0%)と最も多く、異性トラブルとその他がそれぞれ4人(25.0%)であり、事件内容ごとに、様々な特徴の者が含まれている。

けんかの8人は、単発タイプと粗暴タイプに区分けすることができる。単発タイプの4人は、いずれも非行歴はなく、生活の崩れや粗暴傾向も目立っていなかった。これに対して、粗暴タイプの4人は、家庭が崩壊していたり、争いの多い家庭であったり、母親から虐待を受けるなど、養育環境の不安定さが目立ち、資質的にも多動傾向が見られたり、小学校時からけんかを繰り返していたりと粗暴傾向も目立つタイプである。

異性トラブルの4人は、恋人等との関係のもつれから異性の被害者を殺害するに至っている。これらの少年は、非行歴はほとんどないが、異性との感情的なもつれをうまく解決できずに短絡的に交際相手の殺害に及んでいる。それまで我慢し、本音を出さない生き方を選択してきた少年が異性との感情のもつれに直面し、適切な対応を取れず、激情に任せた行動に出て被害者を死亡させた事例等が見られた。

図 2 - 3 - 15 単独型の事件内容別構成比



その他の4人は、強盗殺人、放火殺人等の凶悪事件を単独で引き起こしているが、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれている。前者では、一応社会人となったものの、将来への確かな手ごたえを感じることができないまま、生きることの価値を見失い、通常の規範意識や相手への配慮等が著しく低下した状態で重大事犯に至った少年が見られた。後者では、自らの不幸の原因を周囲の人たちに一方的に求め、病的な妄想状態の中で重大事犯に至った少年が見られた。これらの事例では、挫折感や焦燥感等を自分の中だけで膨らませ、主観的に追い詰められた状態の中で、暴発的な攻撃行動に至っていることがうかがわれる。

ウ 家族型

重大事犯の中で集団型の次に多い非行類型が家族型である。

家族型の少年は、他の非行類型の少年と比較して、犯行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高い。重大事犯を犯した女子の半数以上が家族型に属する。ほとんどの少年には、保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えている。表面的には、目立った非行がなく、不良交友も見られないが、家族間の不和等の悩みを抱え、適当な相談相手がなく、ストレスが発散されないまま、男子の場合はささいなきっかけで暴発的な攻撃行動に走り、女子の場合は多くがその子供を被害者とする事件に至っている。

家族型の被害者数を種類別に見ると、子供が12人(42.9%)と最も多く、次いで、父親が8人(28.6%)、母親、兄がそれぞれ3人(10.7%)、祖父、祖母がそれぞれ1人(3.6%)の順であった。家族型には、12人の女子が含まれるが、このうち、10人はその子供を被害者とする事件にかかわっていた。

家族型の被害者種類別の非行名別構成比は、図2-3-16のとおりである。

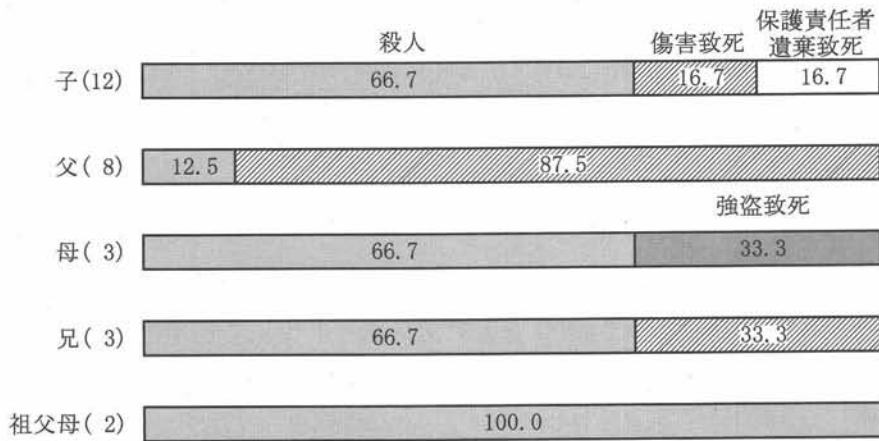
非行名としては、殺人の比率が最も高いが、被害者が父親の場合のみ傷害致死の比率が87.5%と最も高かった。

子供が被害者である事件の内容を見ると、女子が嬰兒を死亡させた事件が9件とほとんどを占め、せっかん死が2件、ネグレクトが1件であった。さらに、非行名で見ると、嬰兒を死亡させた事件のほとんどは殺人であり、せっかん死は傷害致死、ネグレクトは保護責任者遺棄致死であった。嬰兒を死亡させた女子は、すべて未婚であり、妊娠を家族に知らせていなかった。

父親が被害者である事件は、すべて男子によって行われていた。少年の側に家庭内暴力歴が多く的事例で見られ、被害者である父親の側にも、飲酒、暴力等の問題があった形跡がうかがわれる事例も多い。

他方、母親が被害者である事件は、被害者である母親の側に目立った問題が認められない事例がほとんどであり、少年の側に精神面での障害がうかがわれる事例、自殺企図を抱いた少年が母親の殺害に至った事例等が見られた。

図2-3-16 家族型の被害者種類・非行名別構成比



注 () 内は、被害者の実数である。

エ 交通型

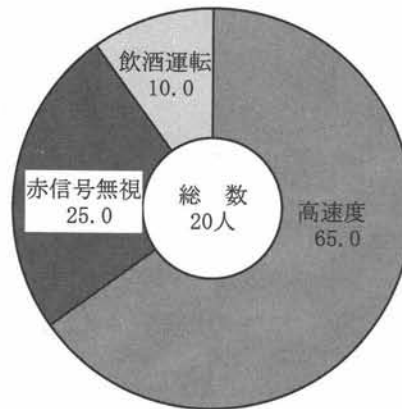
交通型の少年は、すべて男子で、危険運転致死である。

交通型は、他の非行類型の少年と比較して犯行時の年齢が高い。有職者の比率が高く、暴走族への所属歴はほとんどなく、無免許運転歴も集団型の少年と比較すると半分程度の比率である。保護者が実父母である比率が高く、家庭内の問題もほとんど見られない。親和的な家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こした者が多く含まれる。

交通型の事故原因別構成比は、**図 2-3-17**のとおりである。

交通型の事故の原因を見ると、高速度を原因とするものが13人（65.0%）と最も多く、次いで、赤信号無視5人（25.0%）、飲酒運転2人（10.0%）の順であった。なお、高速度を原因とする13人のうち、100km以上の速度を出していた者は9人であった。主要な事故原因は飲酒ではないが、事故前に飲酒していた者は7人であり、交通型の半数近くが飲酒の上で事故を起こしていた。

図 2-3-17 交通型の事故原因別構成比



事故の形態は、単独事故9件、対自動車事故5件、対歩行者事故4件、対原付自転車事故1件、対自転車事故1件であった。無免許運転は20人中2人で、事故後に逃走した者は3人であった。

事故時に同乗者がいた者は、18人（90%）であり、**図 2-3-12**に示された交通型の自己顕示性及び発揚性の強さも考慮すると、同乗者に対する見えから自己顕示的な危険運転に走った者が多いことがうかがわれる。

第3 重大事犯少年の裁判

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の裁判に関しては、少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査結果を基に分析を行った。分析対象者は、調査対象者278人全員である。

2 少年審判

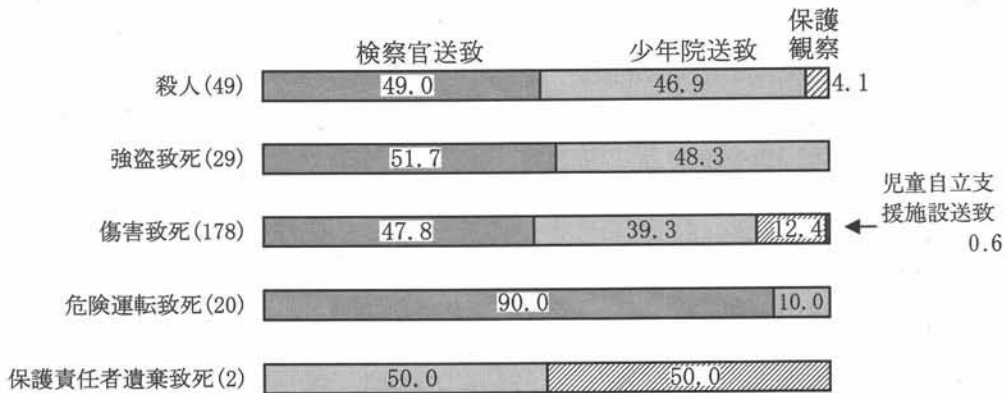
(1) 審判の概要

家庭裁判所における終局処理を見ると、調査対象者278人のうち、4人が年齢超過により検察官送致とされたほか、138人(49.6%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、136人(48.9%)が保護処分とされた。保護処分とされたものの内訳は、少年院送致110人(39.6%)、保護観察25人(9.0%)、児童自立支援施設送致1人(0.4%)であった。また、少年院送致を送致先少年院の種類別に見ると、初等少年院が20人(18.2%)、中等少年院が74人(67.3%)、特別少年院が10人(9.1%)、医療少年院が6人(5.5%)であった。

非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図3-2-1のとおりである。

検察官送致(年齢超過によるものを含む。)の比率を見ると、危険運転致死が90.0%と最も高く、次いで、強盗致死(51.7%)が高かった。保護責任者遺棄致死の2人は、いずれも女子であり、少年院送致と保護観察各1人であった。傷害致死は、検察官送致47.8%、少年院送致39.3%、保護観察12.4%であった。

図3-2-1 非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



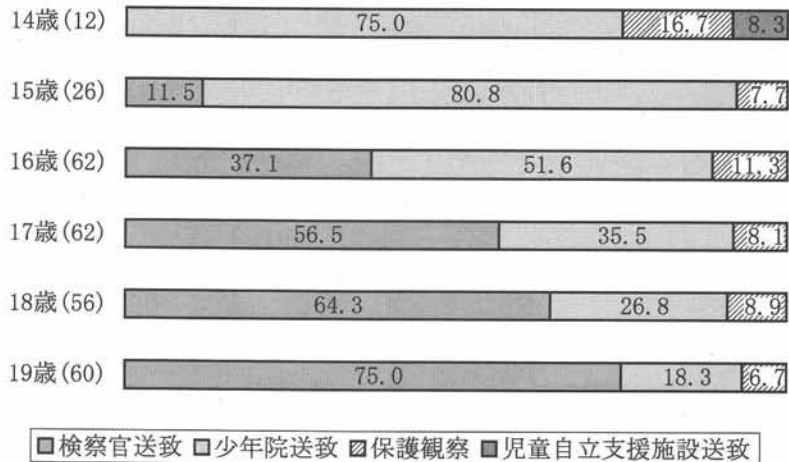
注 1 「傷害致死」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
 2 ()内は、実人数である。

犯行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図3-2-2のとおりである。

16歳以上の少年は、年齢が高いほど検察官送致(年齢超過によるものを含む。)の比率も高くなっていった。なお、15歳の少年については、3人(このうち1人は、決定時16歳。)が検察官送致とされたが、起訴後、地方裁判所において審理の結果、保護処分相当として家庭裁判所に移送され、最終的には全員が保護処分とされた。

非行名・年齢別(殺人、強盗致死及び傷害致死)の家庭裁判所終局処理区分構成比は、図3-2-3のとおりである。

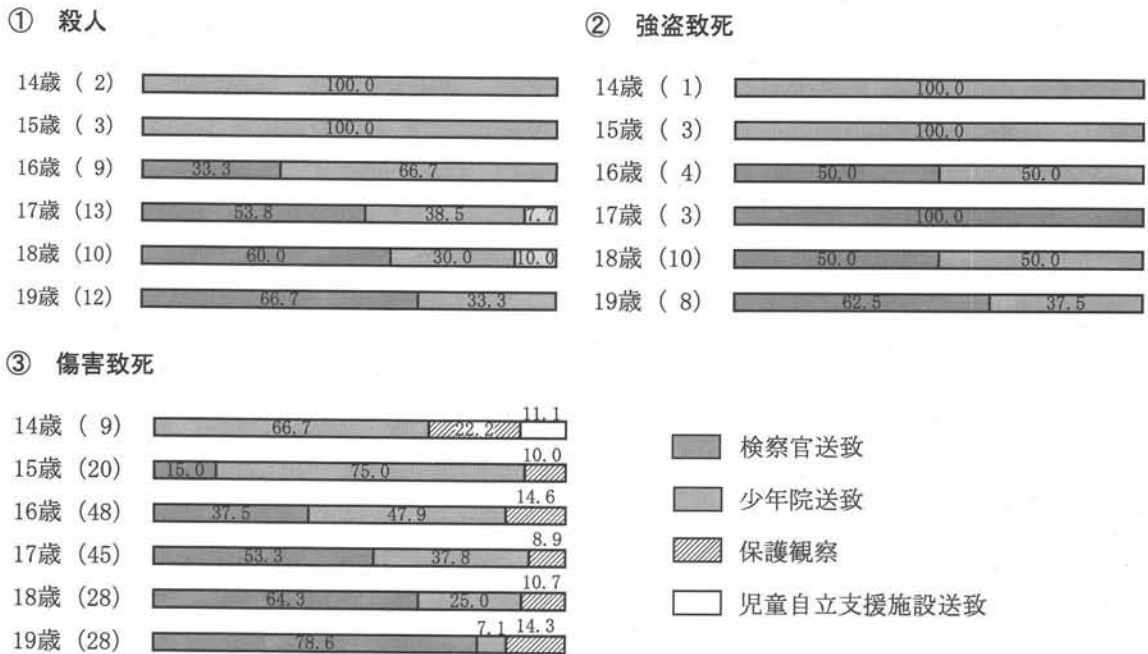
図3-2-2 犯行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



注 1 「19歳」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
 2 ()内は、実人数である。

殺人及び傷害致死は、年齢が高いほど検察官送致（傷害致死には年齢超過によるものを含む。）の比率も高くなっていった。強盗致死は、各年齢の該当数が少ないため、年齢ごとの検察官送致の比率のばらつきが大きい。なお、危険運転致死は、16歳1人、19歳1人が保護処分とされ、保護者責任遺棄致死は、18歳と19歳の2人とも保護処分とされた。

図3-2-3 非行名・年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



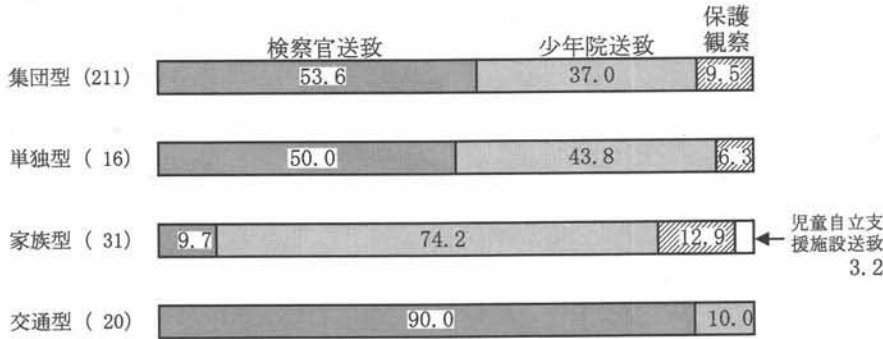
注 1 傷害致死の「19歳」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
 2 ()内は、実人数である。

非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図3-2-4のとおりである。

検察官送致（年齢超過によるものを含む。）の比率を見ると、交通型が90.0%と最も高く、次いで、集団型（53.6%）が高かった。単独型は、検察官送致が50.0%と最も高く、次いで、少年院送致（43.8%）、

保護観察(6.3%)の順であった。家族型は、少年院送致が74.2%と最も高く、次いで、保護観察(12.9%)、検察官送致(9.7%)、児童自立支援施設送致(3.2%)の順であった。

図3-2-4 非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



注 () 内は、実人数である。

(2) 少年法改正前と改正後の審判の比較

改正少年法施行前の平成11年及び12年の重大事犯少年を対象に財団法人矯正協会附属中央研究所が実施した同種調査(以下「改正前調査」という。)と今回の特別調査(以下「改正後調査」という。)を比較する。

改正前調査は、少年法が改正される以前に重大事犯を犯した少年について調査を行い、保護処分・刑事処分の判断基準と重大事犯を犯すに至った少年の特徴を明らかにするべく実施された。調査対象者は、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの2年間に、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪等により観護措置をとられて全国の少年鑑別所に入所した少年であった。全国53庁の少年鑑別所から、男子286人、女子23人の計309人のデータが収集された。

今回は、調査対象者のうち、両調査で比較可能な16歳以上で、殺人、傷害致死及び強盗致死の者について、審判結果の変化を見る。改正前調査が対象者の年齢を観護措置により少年鑑別所に入所した時点での年齢を用いているのに対し、改正後調査では犯行時年齢を用いているため、年齢区分が厳密には同一ではないことなどから正確な比較は困難であるが、少年法改正前と改正後の審判結果を比較することは、改正少年法の運用状況を概括的に把握する上で有益であると考えられる。

非行名別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図3-2-5のとおりである。

いずれの非行名でも、改正前調査と比較して改正後調査において、検察官送致の比率がかなり上昇していた。特に傷害致死は、検察官送致の比率が改正後調査では53.8%と改正前調査(8.7%)と比較してかなり上昇していた。

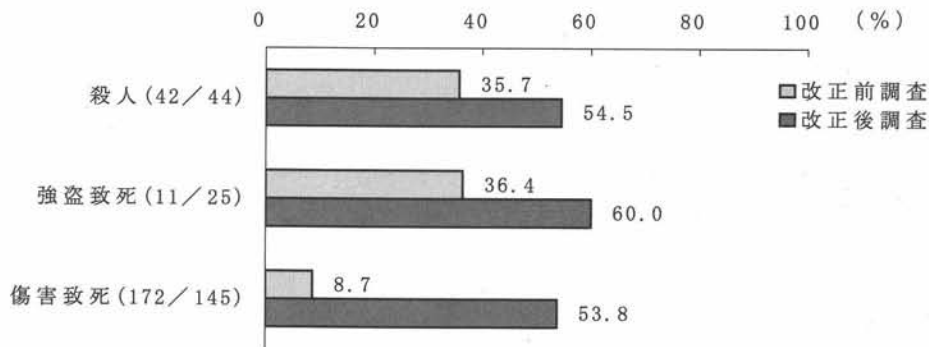
年齢別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図3-2-6のとおりである。

改正後調査でも改正前調査でも、年齢が高くなるほど検察官送致の比率が上昇しているのは同じであるが、改正前調査では18歳以下の少年の検察官送致の比率がかなり低かったのに対して、改正後調査では、16歳でも37.7%が検察官送致とされており、年齢の低い少年の検察官送致の比率の上昇が目立つ。

(3) 原則逆送事件の審判状況

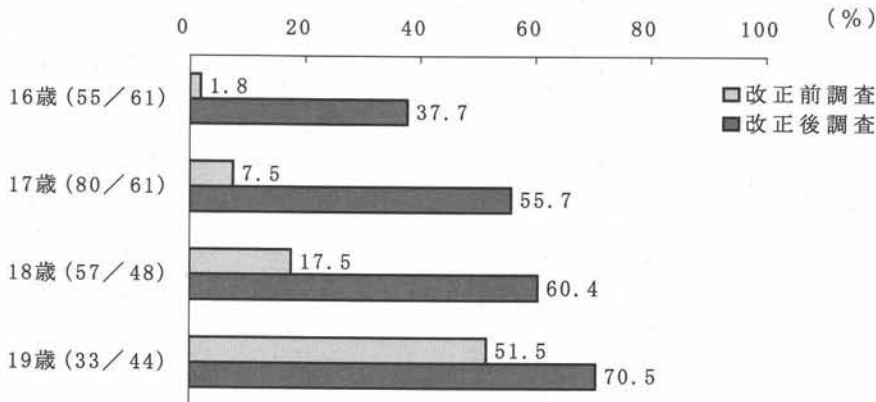
既に見たように、少年法の改正前と比較して改正後の検察官送致の比率は高まっているが、重大事犯少年で犯行時の年齢が16歳以上の少年(以下「原則逆送少年」という。)236人(年齢超過により検察官送致となった4人を除く。)のうち、検察官送致とされたものは、135人(57.2%)であり、保護処分とされたものも、101人(42.8%)に上る。そこで、どのような要因が検察官送致あるいは保護処分の決定

図3-2-5 非行名別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



- 注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
 2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死のみを計上した。
 3 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 4 ()内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

図3-2-6 年齢別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



- 注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
 2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死のみを計上した。
 3 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 4 ()内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

に影響を及ぼしているかを検討する。

非行名別の審判結果(原則逆送少年)は、図3-2-7のとおりである。

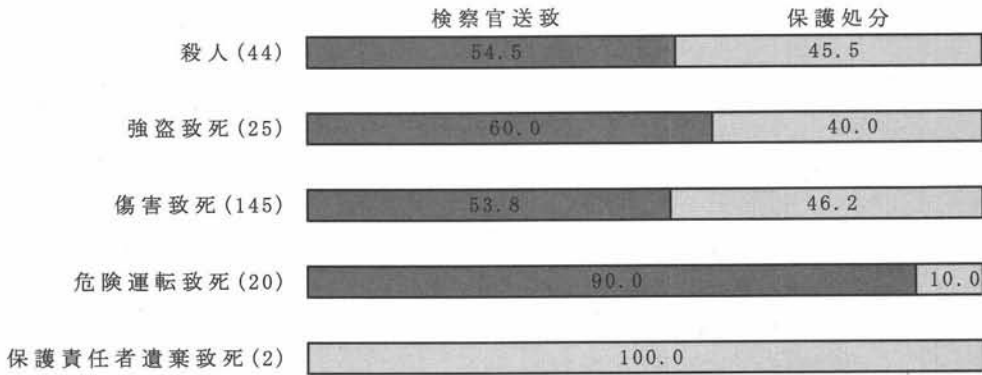
検察官送致の比率は、危険運転致死が90.0%と最も高く、次いで、強盗致死(60.0%)、殺人(54.5%)、傷害致死(53.8%)の順であった。危険運転致死では、犯行時の年齢が16歳であった少年等が保護処分とされている以外、ほとんどが検察官送致とされていた。強盗致死及び傷害致死では、成人共犯に追従する形で事件にかかわった者等が保護処分とされていた。殺人では、保護処分とされた多くの者が嬰兒殺の女子少年等、家族型のものであった。

非行類型別の審判結果(原則逆送少年)は、図3-2-8のとおりである。

交通型は、すべて危険運転致死であり、90.0%が検察官送致であった。

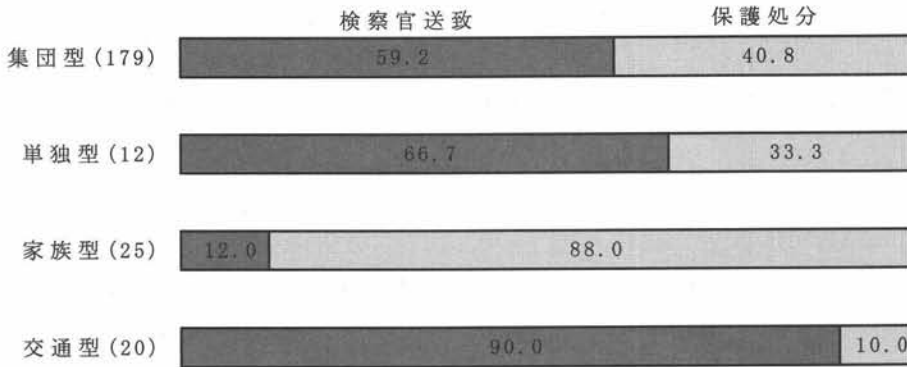
他方、家族型は、88.0%が保護処分であり、子供をせっかん死させた男子少年や審判時に成人に近い年齢であった男子少年等が検察官送致とされていた。家族型は、既に見たように、被害者である父親等に多量の飲酒や暴力等の問題がある事例、少年に精神面での障害が認められる事例、女子による嬰兒殺の事例等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれる。

図 3 - 2 - 7 非行名別審判結果 (原則逆送少年)



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 ()内は、実人数である。

図 3 - 2 - 8 非行類型別審判結果 (原則逆送少年)



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 ()内は、実人数である。

単独型でも12人中4人(33.3%)が保護処分であった。この中には少年に精神面での障害が認められる事例、加害者である女子少年に被害者が執ように付きまとっていた事例等が含まれている。

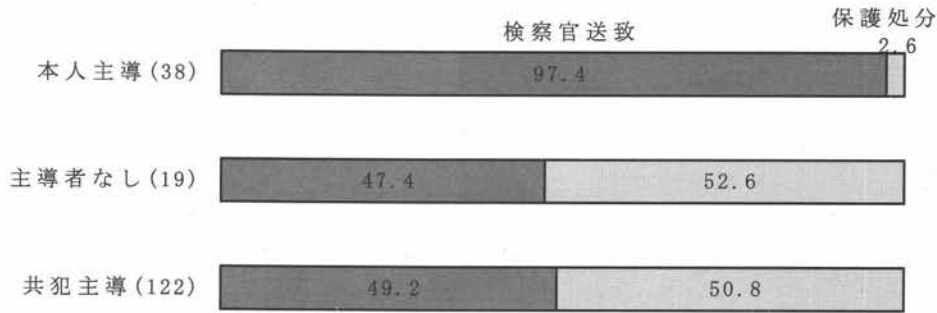
集団型については、この類型に属する人数が179人と多く、保護処分とされた少年も73人(40.8%)と多いことから、さらに、他の要因と審判結果との関連について分析を行う。

犯行主導者別の審判結果(集団型の原則逆送少年)は、図3-2-9のとおりである。

検察官送致の比率は、本人主導の場合が97.4%であり、次いで、共犯主導の場合(49.2%)、主導者なしの場合(47.4%)であった。

集団型の少年の審判結果と当該少年本人の暴力の程度との関連を見るために、法務総合研究所が把握した資料を基に集団型の少年の暴力の程度を「強い」、「中程度」、「弱い」、「暴力なし」に分類したところ、暴力の程度が「強い」と認められるものの検察官送致の比率は、89.6%とかなり高く、次いで、「中程度」(58.2%)、「暴力なし」(28.1%)、「弱い」(20.0%)の順であった。「暴力なし」の方が「弱い」よりも検察官送致の比率が高くなっているのは、「暴力なし」には、年長者で犯行時に主導的に指示等を発していたが、自らは直接的な暴力は振るわなかった者が含まれているためである。なお、暴力の程度が「強い」にもかかわらず、保護処分とされた者には、年長の共犯者の指示によって暴力を振るった者等が含まれている。

図3-2-9 犯行主導者別審判結果（集団型の原則逆送少年）



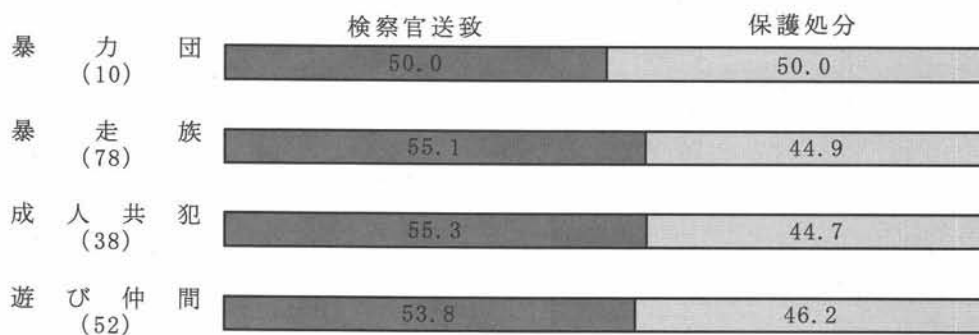
注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
2 ()内は、実人数である。

さらに、集団型の少年の審判結果と年齢について見ると、まず、犯行時の年齢ごとの検察官送致の比率は、16歳45.1%、17歳60.8%、18歳59.5%、19歳77.1%と年齢が上がるにつれて上昇していた。保護処分歴との関連では、保護観察回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」52.8%、「1回」71.1%、「2回」100.0%で、少年院送致回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」56.7%、「1回」84.6%、「2回」100.0%であった。いずれも保護処分歴が多いほど検察官送致の比率も高くなっていった。

共犯種類別（暴力団、暴走族、成人共犯、遊び仲間）の審判結果（集団型の原則逆送少年）は、図3-2-10のとおりである。

検察官送致の比率は、各共犯種類ともに50～55%程度であり、共犯種類による大きな差異は見られなかった。共犯の集団の犯罪性の有無よりも、事件における主導性、暴力の程度等が処分決定に影響を及ぼしていることがうかがわれる。なお、親族を共犯者とする者は、該当者が女子1名で保護処分とされた。

図3-2-10 共犯種類別審判結果（集団型の原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
2 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族」以外の成人の共犯をいう。
3 ()内は、実人数である。

被害者の死亡者数と検察官送致の比率との関連では、死亡者数が2人以上であった2人は、いずれも検察官送致とされた。精神障害の有無と検察官送致の比率との関連では、精神障害ありの3人（知的障害2人、その他の精神障害1人）は、いずれも保護処分とされた。集団型の原則逆送少年には、9人の女子が含まれているが、そのうち被害者の死亡者数が2人以上の事件にかかわった者、犯行への関わり

が深い者等の3人が検察官送致とされ、残りの6人は保護処分とされた。

集団型の原則逆送少年の審判結果に影響を与えている要因について検討するため、ロジスティック回帰分析を実施した。分析対象者は、集団型の原則逆送少年179人のうち、97.4%が検察官送致とされた本人主導の者38人、全員が検察官送致とされた被害者の死亡者数が2人以上の事件にかかわった者2人、全員が保護処分とされた精神障害ありの3人及び女子9人を除いた、男子のみの計127人である。

ロジスティックモデルの目的変数は、「検察官送致の有無」であり、検察官送致となった者57人(44.9%)に「1」を、保護処分になった者70人(55.1%)に「0」を割り当てた。

説明変数は、検察官送致の比率との関連が認められた「犯行時年齢」、「凶悪事犯(殺人又は強盗致死かどうか)」、「暴力の程度」、「保護観察歴の有無」、「少年院歴の有無」、「家族と同居していたかどうか」、「無職かどうか」の7変数を用いた。各説明変数における検察官送致の比率等は、図3-2-11のとおりである。

説明変数間の相関係数(ピアソン)は、最大でも「犯行時年齢」と「凶悪事犯(殺人又は強盗致死かどうか)」の間の.31であり、多重共線性の問題は生じないと考えられる。

集団型の原則逆送少年の検察官送致の有無に関するロジスティック分析の結果は、表3-2-12のとおりである。

モデルの適合度は十分である。7つの説明変数のうち、「暴力の程度」、「犯行時年齢」、「無職かどうか」の3変数が有意としてモデルに採用された。暴力の程度が強いほど、犯行時年齢が高いほど、有職又は学生よりも無職の方が、検察官送致とされやすいことがうかがわれる。すなわち、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、犯行時年齢が成人にどのくらい近いかが、無職状態に示される生活全般の問題性がどのくらいかが、検察官送致とされるかどうかには有意な影響を及ぼし、他方、保護観察歴や少年院歴といった処分歴、殺人又は強盗致死といった凶悪事犯かどうか、家族との同居の有無といったことは、有意な影響を及ぼしていなかった。

ただし、このロジスティック回帰モデルによって検察官送致か保護処分かを正しく判別できたのは、127人中95人の74.8%であり、これらの説明変数によって検察官送致になるか、保護処分になるかのすべてが説明できるわけではない。誤判別された者においては、それぞれの個々の要因が検察官送致か保護処分かの決定に影響を及ぼしたものと思われる。

以上のように、集団型については、主導者であったか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、犯行時年齢、精神障害の有無、被害者の死亡者数、無職状態であったかどうかなどの様々な要因が、検察官送致になるか保護処分になるかの決定に影響を及ぼしているものと認められた。

3 刑事裁判

家庭裁判所の審判によって検察官送致とされた原則逆送少年が、刑事裁判において、どのような裁判を受けているかを見る。なお、ここでは、地方裁判所での審理の結果、家庭裁判所に移送された少年を含めて分析した。

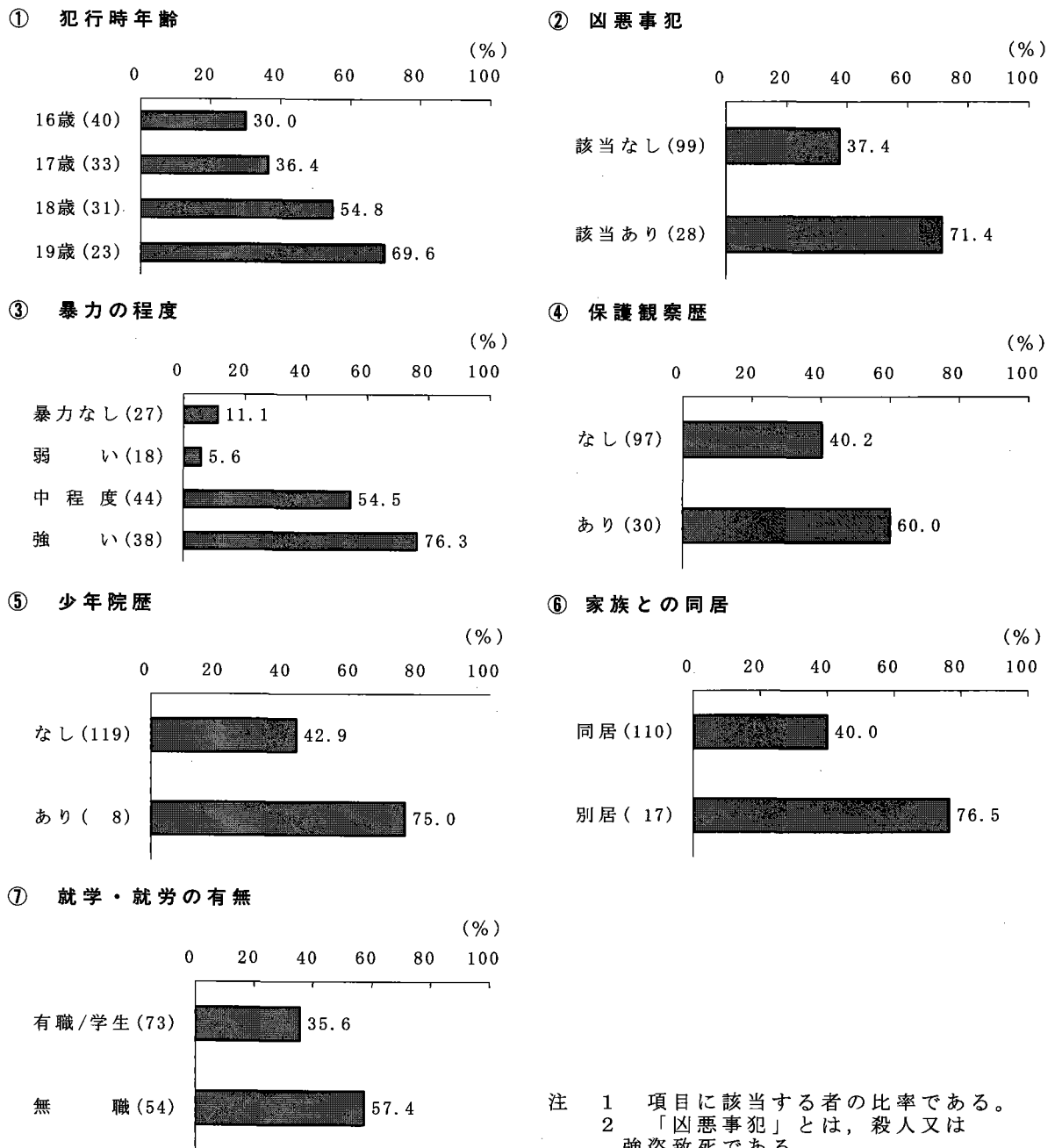
検察官送致とされた原則逆送少年139人の起訴罪名別人員は、殺人22人、承諾殺人1人、強盗致死16人、傷害致死82人、危険運転致死18人であった。

平成17年12月31日までに通常第一審で終局裁判を受けた133人のうち、裁判時に少年であった者は108人(81.2%)、成人に達していた者は25人(18.8%)であった。

通常第一審における罪名別裁判結果(裁判時少年)は、表3-3-1のとおりである。

無期懲役5人(4.6%)、10年以上の定期刑4人(3.7%)、不定期刑86人(79.6%)、3年以下の定期刑

図 3 - 2 - 11 各説明変数の検察官送致の比率



注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 「凶悪事犯」とは、殺人又は強盗致死である。
 3 () 内は、実人数である。

表 3 - 2 - 12 検察官送致の有無に関するロジスティック回帰分析の結果

区 分	推定値	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の95% 信頼区間	
						下 限	上 限
暴力の程度	1.432	0.275	27.204	0.000**	4.189	2.445	7.175
犯行時年齢	0.719	0.229	9.857	0.002**	2.053	1.310	3.216
無職かどうか	1.227	0.492	6.217	0.013*	3.411	1.300	8.947
定 数	-15.827	4.181	14.328	0.000			

注 1 「有意確率」欄の「*」は有意確率5%以下で、「**」は有意確率1%以下で、それぞれ有意であることを示す。

2 モデルの適合度は、 $HL\chi^2=3.86$, $p=.796$ である。

表 3-3-1 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時少年）

罪 名	総 数	無期懲役	有 期 刑							家裁移送
			定 期 刑				不 定 期 刑			
			10年超え 15年以下	10年	3年 (執行猶予)	保 護 観 察 付	5年超え 10年以下	3年超え 5年以下	2年以上 3年以下	
総 数	108	5	3	1	3	2	43	40	3	10
殺 人	13	—	—	—	—	—	13	—	—	—
承 諾 殺 人	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
強 盗 致 死	13	5	3	1	—	—	4	—	—	—
傷 害 致 死	68	—	—	—	1	1	21	34	2	10
危 険 運 転 致 死	13	—	—	—	2	1	5	5	1	—

- 注 1 平成17年12月31日までに通常第一審で有罪判決又は家裁移送の決定を受けた者を計上している。
 2 原則逆送対象者のみを計上している。
 3 不定期刑は、長期を計上した。

表 3-3-2 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時成人）

罪 名	総 数	無期懲役	有期懲役（実刑）			
			5年超え 10年以下	3年超え 5年以下	2年以上 3年以下	2年未満
総 数	25	3	5	12	3	2
殺 人	2	—	2	—	—	—
強 盗 致 死	3	3	—	—	—	—
傷 害 致 死	15	—	3	9	1	2
危 険 運 転 致 死	5	—	—	3	2	—

- 注 1 平成17年12月31日までに通常第一審で有罪判決を受けた者を計上している。
 2 原則逆送対象者のみを計上している。

(執行猶予) 3人(2.8%)であった。また、10人(9.3%)が保護処分相当として家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされている。なお、執行猶予とされた3人のうち1人は、傷害致死(集団型)であり、暴走族仲間に対する集団リンチの事案であって、当該少年は実行行為をしておらず、従属的な関与にとどまり、遺族に対して慰謝の措置が講ぜられていた。そのほかの2人は、危険運転致死であり、いずれも被害者が同乗の友人で、示談が成立するなどし、被害者遺族の処罰感情も緩和されていると認められるものであった。

通常第一審における罪名別裁判結果(裁判時成人)は、表3-3-2のとおりである。

無期懲役3人(12.0%)、有期懲役22人(88.0%)であり、執行猶予になった者はいなかった。

地方裁判所での審理の結果、保護処分相当として再び家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされた10人について見ると、いずれも傷害致死の事案(単独型が1件1人、集団型が6件9人)であった。集団型のうち、4件7人は暴走族仲間又は遊び仲間に対する集団リンチ、1件1人は居酒屋におけるけんか、1件1人はホームレスに対する暴行事案であった。集団型では、多くの場合、当該少年の関与は比較的従属的であった。これら10人のうち、公判中に示談が成立したものが3人(単独型1人、集団型2人(遊び仲間に対するリンチの事案、ホームレスに対する暴行事案各1人))であり、他は、示談には至っていないものの、保護者らが遺族に対し慰謝の措置のための努力をしていることが

うかがわれ、裁判所が遺族感情にも配慮しながら、審判後の事情も併せて考慮し、保護処分相当性を判断していることがうかがわれる。

これらの家庭裁判所に移送された事案について、検察官が家庭裁判所に送致した日から最終的な保護処分決定の日までの期間を見ると、4月以上1年未満であり、平均で約7月であった。